

Ⅱ 養育費に関する特別相談の取組例について

○事業PR

- 福祉事務所や関係機関のほか、公営住宅やスーパー、公民館に特別相談のチラシを設置してもらい、事業をPRしている。(山形県)
- 離婚前の相談に来所した人に法律相談のリーフレットや養育費に関するパンフレットを渡している。また、17年度末からメールマガジン(ひとり親家庭の携帯やパソコンへの情報発信)を利用して、法律相談、養育費講習会等の情報を提供している。(島根県)

○研修等

- 各福祉事務所の母子自立支援員等に対し、養育費に関する知識の取得やキャリアカウンセリング技術の習得など、相談業務に関する対応力向上と併せて相談機能の強化・拡充を図るため「生活自立相談事例検討会」を開催している。事例検討に当たっては、アドバイザーに弁護士を招き、対応に苦慮した相談事例等に対するアドバイスを受ける。あわせて、弁護士による養育費に関する法律的な基礎知識の習得に関する研修を実施するなどにより、養育費についての相談機能充実を図っている。(栃木県)

○特別相談の実施体制

- 相談者にとってタイムリーに相談ができるようにするために弁護士事務所において30分無料法律相談を実施。(秋田県)
- 弁護士による無料法律相談を毎月1回(年12回)土曜日に開催しているの
で、就労中の方にも受けていただきやすくなっている。(奈良県)
- 当県は、東西に細長いため、利用者の経済的な負担や利便性を考慮し、法律相談事業を県の東西2カ所で開催している。(島根県)
- 市民課と連携し、離婚届を受理後に子ども課に行き相談するように指導している。(宮崎市)

○センター相談員等の支援

- 相談は、本人からセンター相談員等が受付し、弁護士との連絡調整はセンターが行う。必要に応じてセンター相談員等が同行し、一緒に相談を受けることで相談が整理され、弁護士のアドバイスをきちんと伝えることができる。(秋田県)
- 長年女性問題を専門に活動し、母子家庭の問題に理解のある弁護士による法律相談を実施しているが、弁護士を前に的確に説明をできないケースも多いので、事前に相談員が聞き取りを行い、法律相談につなぐのが適切か、他の支援策を案内するのが適切かの選別を行い、法律相談が必要な場合は、問題を整理し、課題を明確にした上で実施している。
また、養育費の取り決めや、支払い請求については、手続きに関する助言、指導以前に母子家庭の母があきらめてしまうケースも多いため、法律的な助言にとどまらず、励ましながらの指導、助言を行っている。(埼玉県)
- 母子福祉資金の修学資金等の相談時に養育費のことを説明することにより、貸付に至らず、養育費の取得により修学費用が工面できたケースがある。(奈良県)
- 養育費の取り決めについては、離婚時に覚書にて取り決めをしているケースが多々あり、受取に困難をきたしているため、協議離婚の場合は、公正証書を必ず作成するように指導している。(熊本県)

母子自立支援プログラム策定件数実績（平成18年4月～12月）

都道府県・指定都市			中核市			一般市		
1	北海道	3	62	旭川市	—	100	足利市	8
2	青森県	35	63	函館市	—	101	栃木市	11
3	岩手県	16	64	青森市	0	102	佐野市	6
4	宮城県	—	65	秋田市	—	103	鹿沼市	15
5	秋田県	—	66	郡山市	—	104	日光市	26
6	山形県	—	67	いわき市	0	105	太田原市	6
7	福島県	30	68	宇都宮市	43	106	那須塩原市	21
8	茨城県	—	69	川越市	—	107	さくら市	4
9	栃木県	38	70	船橋市	—	108	那須烏山市	8
10	群馬県	9	71	横須賀市	—	109	下野市	2
11	埼玉県	3	72	相模原市	4	110	桐生市	0
12	千葉県	—	73	新潟市	—	111	太田市	2
13	東京都	—	74	富山市	—	112	港区	73
14	神奈川県	—	75	金沢市	—	113	杉並区	122
15	新潟県	—	76	長野市	—	114	荒川区	26
16	富山県	2	77	岐阜市	—	115	魚津市	0
17	石川県	86	78	浜松市	—	116	黒部市	0
18	福井県	3	79	豊橋市	—	117	砺波市	2
19	山梨県	31	80	豊田市	—	118	南砺市	2
20	長野県	—	81	岡崎市	—	119	小松市	112
21	岐阜県	—	82	堺市	10	120	加賀市	4
22	静岡県	—	83	高槻市	—	121	富士吉田市	3
23	愛知県	3	84	東大阪市	—	122	南アルプス市	11
24	三重県	—	85	姫路市	2	123	上野原市	5
25	滋賀県	—	86	奈良市	—	124	犬山市	0
26	京都府	—	87	和歌山市	—	125	知多市	2
27	大阪府	—	88	岡山市	—	126	福知山市	5
28	兵庫県	—	89	倉敷市	—	127	岸和田市	31
29	奈良県	50	90	福山市	0	128	泉大津市	53
30	和歌山県	—	91	下関市	27	129	貝塚市	73
31	鳥取県	8	92	高松市	—	130	泉佐野市	0
32	島根県	—	93	松山市	—	131	河内長野市	0
33	岡山県	4	94	高知市	—	132	柏原市	42
34	広島県	0	95	長崎市	—	133	羽曳野市	16
35	山口県	4	96	熊本市	0	134	泉南市	33
36	徳島県	47	97	大分市	—	135	四条畷市	31
37	香川県	—	98	宮崎市	—	136	樺原市	17
38	愛媛県	—	99	鹿児島市	—	137	五條市	23
39	高知県	—				138	香芝市	7
40	福岡県	17				139	浜田市	0
41	佐賀県	61				140	美作市	0
42	長崎県	89				141	三次市	1
43	熊本県	—				142	山陽小野田市	2
44	大分県	6				143	嬉野市	2
45	宮崎県	—				144	沖縄市	0
46	鹿児島県	—					合計	2,402
47	沖縄県	35						
48	札幌市	9						
49	仙台市	56						
50	さいたま市	114						
51	千葉市	13						
52	横浜市	160						
53	川崎市	58						
54	静岡市	12						
55	名古屋市	5						
56	京都市	49						
57	大阪市	359						
58	神戸市	41						
59	広島市	—						
60	北九州市	53						
61	福岡市	—						

※1 都道府県、指定都市、中核市の「—」は、事業未実施の自治体である。

※2 一般市については、事業実施自治体のみ掲載。

※3 プログラム策定件数が「0」の自治体の中には、平成19年1月から事業を開始している自治体もある。

－母子自立支援プログラム策定事業好事例について－

相談員の配置

- プログラム策定員は、児童扶養手当の窓口課に配置し、母子寡婦福祉貸付資金及び母子家庭自立支援給付金の窓口を兼ね、児童扶養手当の支給から、生活支援、就労支援まで一体的な支援に努めている。(小山市、貝塚市、泉南市、山陽小野田市)
- 母子家庭等就業・自立支援センターにプログラム策定員を設置し、センターから離れている地区には、毎月1回各福祉事務所を巡回して就業相談を行っている。(福井県、島根県、神戸市ほか)

対象者へのアプローチ

- 就業支援は児童扶養手当の支給開始直後から取り組むことが効果的であると考えられることから、手当の申請に訪れた機会を捉え、まず初回の相談(就労意欲の確認)を行い、約1か月後の認定の際に具体的な就労相談を行うなどの工夫を行っている。(貝塚市)
- 一方的な情報提供では、就労意欲の把握に一定の限界がみられることから、児童扶養手当現況届時における個人面談を通じ把握に務めている。(山梨県、那須烏山市)
- 児童扶養手当現況届受付期間内では、多数を相手に面接をすることが困難なので、本事業に関心を持つ者を対象に、就労支援セミナーを実施している。(横浜市)
- 本人から提出される事業利用希望届けと、プログラム策定員による面接等を経て支援を決定する体制を採用しており、就労意欲の高い対象者を集めることが可能となっている。(沖縄県)
- 児童扶養手当現況届で「求職活動中」と記載している受給者に対して、文書を送るとともに、ハローワーク、履歴書の書き方、面接の受け方等を盛り込んだ「自立支援のしおり」、「求職活動ガイドブック」を窓口で配付している。(四條畷市ほか)

相談援助面での工夫

- 策定員が、就業相談に加え、面接方法、履歴書記入方法等を援助するとともに、保育所担当課と調整し、求職活動中の保育所入所を可能とした。(栃木県小山市)
- 窓口でハローワークのインターネットサービスを活用した求人情報の提供を行うほか、定期的な情報提供や相談に当たっては、相談者の職歴・希望や本人の意向等を考慮した支援を行っている。(青森県、栃木県足利市)
- 毎週月曜日に求人広告を取りまとめ窓口での閲覧できるようにするとともに、街中で貼り出されている求人情報を収集し、情報提供している。(大阪府貝塚市)
- 平日夜間、土曜日に受講料無料の職業訓練講座(医療事務、簿記3級、パソコン)を市単独事業で開講している。プログラム策定員が、講座設定から、講師の招聘、会場予約、受講生募集、受講生のケアまで一連の作業を行っている。(大阪府)

ハローワークとの連携

- 自治体として、母子自立支援プログラム策定件数の目標値を設定するとともに、ハローワークにおいても就職目標を設定し、計画的な就労支援を進めている。(青森県)
- 事業開始時にハローワーク担当者と相互の業務内容について確認するとともに、母子家庭の母の就労の実情や管内の雇用失業情勢について理解を深めることで、連携しやすい環境作りを行った。あわせて、母子自立支援プログラム策定員がハローワークを積極的に訪ね、就職支援セミナーの開催情報や求人情報を積極的に把握し、相談場面で活用している。(青森県)

母子自立支援プログラム策定事業（個別事例）

<事例1>

就業意欲は高いが漠然とした就職希望が、プログラム策定や就業支援セミナーへの参加を通じて、具体的な目標に転化し、短期間で就職が実現したケース。（福島県）

世帯構成	本人（46歳）と子ども5人（2人は成人、15歳（中3）、12歳（小6）、3歳）の6人世帯。
本人の経歴	高校の家庭科を卒業後、7年間製造業に従事。結婚後の就労経験は乏しく、元夫が従事していた重機関係を手伝う程度（20年間）。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 離婚に伴い生活費を得る必要から就労意欲が高かったため、センター相談員が、センター主催の「就業支援セミナー」への参加を提案。講師（企業人事担当経験者）から履歴書の書き方や面接時の対応の方法等を学ぶ。また、セミナー終了後の講師を交えた意見交換会へ参加することにより、就職に対する自信を深めることにつながった。 更に、センターが地方の求職者のために実施している巡回職業相談に求職者登録を行うとともに、インターネットや求人広告なども利用し積極的に就職活動に取り組む。同時に、ハローワークへ支援要請。本人の年齢が高いこともあり、就職に至るまで困難が予想されたが、ハローワークは希望に合った求人情報をピックアップして提供するなどきめ細かな支援を行う一方で、本人も求人へ積極的に応募するなど意欲的な就職活動を行った。
結果	センターから情報提供したハローワークの公開求人により短期間（1か月程度）で採用決定。センターの講習会により本人の就業意欲を喚起できたこと、プログラム策定事業による支援を通じ、就職したいという希望が具体的な目標となったこと、本人の積極的な求人情報収集など行動をひきだせたことが、短期間で就職につながったものと考えられる。

<事例2>

自発的な就職活動では上手くいかなかったため、プログラム策定員とハローワーク、それぞれの特性を生かした支援を行い、転職が決定したケース。（福島県）

世帯構成	本人（25歳）と子ども（4歳）の2人世帯
本人の経歴	離婚後勤務していた職場は、始業時間が早く子どもと過ごす時間を犠牲にせざるを得ないため、転職を決意。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 女性に人気が高い事務職でパートタイムの就業を希望。前職を辞めてからの生活費は、児童扶養手当、養育費、貯金を充てていた。 本人は控えめで物静かな性格である。一方有効な就業支援策を講ずるためには、ハローワーク担当者との円滑な意思疎通が不可欠であるため、支援開始当初は、ハローワーク担当者→本人→プログラム策定員→ハローワーク担当者の支援プロセスで、プログラム策定員が両者の橋渡し役となった。 次第に、ハローワーク担当者が、就労希望地の雇用情勢、職種、勤務時間など本人希望を考慮したきめ細かな支援を行うことにより、プログラム策定員を間に介さずに、直接相談できる環境が醸成される一方で、プログラム策定員は、就職活動、子どものこと、生活資金など生活環境全般についての相談に応じた結果、少しずつ自信を取り戻すようになった。
結果	プログラム策定員が、本人とハローワーク担当者との橋渡し役を務める等のきめ細かな支援により、少しずつ自信を取り戻すとともに、事務職での就業が厳しい雇用情勢を理解して希望職種を転換し、製造業での再就職（パート）に決定した。前職を辞めてから2か月半での決定であった。

<事例3>

相談者の意向や状況を考慮した就業支援を行うとともに、就職後も母子福祉貸付金による経済的な支援を行うことにより、自立を支援したケース。（青森県）

世帯構成	本人（39歳）と11歳（小6）の2人世帯
本人の経歴	夫を病気で亡くし、長女の精神状態が不安定になったため、介助員として勤務していた養護学校を退職し、アルバイト等で生活をつなぐ厳しい生活を送っていた。
支援内容	<ul style="list-style-type: none">・長女の精神状態が安定してきたため、就職活動に取り組んだものの、上手くいかなかったため、健康福祉こどもセンターが管内の児童扶養手当受給者全員に送付したプログラム策定事業のパンフレットを頼りに、センターに相談に訪れる。・養護学校における介助員としての勤務経験と官公署における臨時職員として勤務した経験を活かすことができる介護職か事務職を希望したため、ハローワークへ支援要請。・ハローワークは、相談者がホームヘルパー2級の資格を所持していること、雇用情勢が全国最下位レベルで非常に厳しい状況にあること、長女が小学校を卒業するまでは夜勤ができない状況にあることなど、相談者の意向を踏まえ、求人需要が少ない事務職を追いかけるよりも、早期再就職が実現できる介護職を提案。
結果	デイサービス事業を実施している介護施設にパートタイマーで就職が決定。初任給が支給されるまでの間の生活資金を工面するため、母子福祉貸付金（生活資金）を活用。就職決定後も、センター主催のパソコン講習会を受講するなど、スキルアップを目指す。真面目な勤務態度が事業主の目に留まり、正社員への雇用転換を誘われるまでに至る。（正社員になると夜勤業務があるため、長女が小学校を卒業するまで待ってもらっている状況にある。）

<事例4>

離婚した後、前夫からの養育費とパート収入で生計を維持していたが、養育費が支払われなくなり生活に困窮したため、職業訓練を受講。就職に結びついたケース。（山口県山陽小野田市）

世帯構成	本人（39歳）と13歳（中学生）と11歳（小学生）の3人世帯
本人の経歴	離婚後の就労経験は、ファミリーレストランでパートタイマーで勤務する程度。
支援内容	<ul style="list-style-type: none">・離婚した後、前夫からの養育費とパート収入で生計を維持していたが、養育費が支払われなくなったため、生活費に困窮し、母子寡婦福祉貸付金について相談するため、市役所の窓口を訪れる。・相談した結果、生活資金を半年間借り入れることとし、自分で求職活動を行うことにしたが、相談中に涙ぐむことがあるなど、かなり精神的に不安定な状況にあることが伺えた。・その後、パソコンが使えないこと、母子家庭であることを理由として、求職活動が思うように進まないため、プログラム策定員に相談が持ちかけられたため、ハローワークに支援要請。準備講習付き職業訓練のITビジネスパソコン講座を受講し、介護保険事務、パソコンの基本技能を習得。
結果	職業訓練修了後、ほどなくして自宅近くの医院に常勤職員として就職が決定。

<事例5>

準備講習付き職業訓練と試行（トライアル）雇用奨励金を活用し、派遣社員から正社員への転職に成功したケース。（奈良県）

世帯構成	本人（42歳）と17歳（高校生）の2人世帯
本人の経歴	平成17年に離婚。結婚前後に派遣社員やパートタイマーとして、宅配関係、パソコン講師、印刷関係事務など様々な職種に従事。
支援内容	<ul style="list-style-type: none">・派遣社員の契約期間が満了する直前に、正社員として転職できる年齢の限界を感じていた。また、子どもの進学費用を確保するために安定した仕事に就く必要性を感じ、センターに就業相談のため来所。・子どもが進学を控え親子関係も緊張する一方で、本人も精神的な不安を抱えていたが、センター相談員と相談を重ねることにより、正社員として転職するためには、簿記などの会計分野のスキルアップを図る必要があるとの結論に至ったため、準備講習付職業訓練への参加を勧奨。・3か月のビジネスコンピュータ科の職業訓練を受講し、同じ職業訓練のコースを受講している母子家庭の母と交流を深め、転職に向けた自信を深めるとともに、月に1回ハローワークの就職支援ナビゲーターとの面談にも休むことなく参加するなど、積極的な求職活動を続ける一方で、ハローワークも個別求人開拓を行うなどきめ細やかな支援を行った。
結果	ハローワークが開拓した求人（事務職）に応募し、3か月間のトライアル雇用で採用。熱心な勤務態度などが認められ、正社員への転職に成功。

<事例6>

ハローワークにおける指導により4ヶ月弱で正社員での就職が可能になったケース。（宇都宮市）

世帯構成	本人（38歳）と高校生と実母の3人世帯
本人の経歴	内職からパート採用になり8年目だが、収入が低いため、土日はアルバイトもしている。住まいも市の最北部にあり、通勤には制約を伴う。
支援内容	<ul style="list-style-type: none">・正社員として安定した雇用条件の元で働きたいとの希望で、ハローワークの専任のスタッフによる本人の経歴、居住環境等を踏まえた、きめ細かな指導（ハローワークの利用方法、面接練習、希望勤務条件に即した求人開拓）
結果	短期間で正社員への就職に結びつき、収入もパートの倍になった。

平成19年度母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等の表彰実施要領（案）

1 趣旨・目的

母子家庭の母の自立の促進を図るためには、その就業の支援策を図ることが極めて重要であり、母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第5条において、「国は、民間事業者に対し、母子家庭の母の就業の促進を図るために必要な協力を求めるように努めるものとする。」と規定されている。とりわけ、平成19年度は特別措置法の最終年度を迎えることから、就業支援に一層力を入れて取り組んでいく必要がある。このため、平成19年度も引き続き、雇用均等・児童家庭局において、母子家庭の母を雇用している企業等、母子福祉団体等に事業を発注している企業等、母子家庭の母の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等を表彰し、もって母子家庭の母の就業促進に向けた社会的機運の醸成を図るものとする。

2 被表彰者

以下の項目にいずれも当てはまる企業等であって、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する「母子福祉団体」以外のもの。

- (1) 母子家庭の母の就業促進について理解があること。
- (2) 母子家庭の母が継続的に就業可能となっているなど職場環境が良好であること。
- (3) 母子家庭の母を相当数雇用し、又は母子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っていること。
- (4) 重大悪質な法令違反がないこと。
- (5) 過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと。

3 表彰者

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

4 候補企業等の募集及び推薦について

募集は公募とするとともに（自薦他薦を問わない。）、地方公共団体より推薦を受け付ける。（推薦用紙は別添様式1～3のとおり）

5 募集期間

平成19年3月1日～平成19年3月31日までの約1か月間

6 選考方法

- (1) 応募書類については書面による審査を原則とするが、必要に応じて応募内容の詳細について事務局においてヒアリングを実施する。
- (2) 事務局による書面審査等の結果を基に、上記3の対象となる企業等の中から、下記7の審査委員会で受賞企業等を決定するものとする。

7 受賞企業等の決定

上記4により応募を受け付けた企業等について、厚生労働省雇用均等・児童家庭局内に審査委員会を設け選考する。

8 受賞企業の発表及び表彰

平成19年4月末までを目途に行う。

9 事務局（問い合わせ先）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 中央合同庁舎第5号館
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
電話：03-5253-1111（内線7959）
ファクシミリ：03-3595-2663

母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等推薦用紙【自薦用】（様式1）

ふりがな 企業等名	推薦企業の担当者連絡先					
						所属部局課室名
ふりがな 所在地	担当者氏名					
	連絡先電話番号					
ふりがな 代表者氏名	連絡先ファクシミリ					
	Eメールアドレス					
従業員数について	①従業員数 (19年3月1日現在) (①=②+③)	人	②従業員数のうち 正社員数	人	③従業員数 のうち非正 社員数	人
	④母子家庭の母 の従業員数 (19年3月1日現在) (④=⑤+⑥)	人	⑤母子家 庭の母の 従業員数 のうち正 社員数	人	⑥母子家庭 の母の従 業のうち 非正社員 数	人
取引額について	⑦直近の 総取引額 (平成 年度)	円		⑧ ⑦のうち母子寡婦 団体等との取引額	円	
母子家庭の 就業促進に 係る考え方 やこれまでの 具体的な取 組み (過去3か年程度)						
その他参考 となる事項						

(注)

- 「従業員数について」欄と「取引額について」欄は、いずれか顕著な実績を上げているものを、自薦者の判断で適宜選択して記載すること原則とする。ただし、双方の欄に記載することを妨げるものではない。
- 「正社員」、「非正社員」の区分については、自薦企業等で通常使用している基準に基づき整理して差し支えない。
- 「④母子家庭の母の従業員数」欄は、「①従業員数」欄の内数となるように留意すること。
- 「取引額について」欄は、自薦企業等における直近の取引額を記載すること。
- 「従業員数について」欄、「取引額について」欄、「母子家庭の母の就業促進に係る考え方やこれまでの具体的な取り組み」欄、「その他参考となる事項」欄については、参考となる資料（企業パンフレット、新聞、雑誌等の切り抜きのコピーで可）があれば、添付すること。

母子家庭の母の就業の促進を図る優良企業等推薦用紙【他薦用】（様式2）

ふりがな 企業等名		
ふりがな 所在地		
ふりがな 代表者氏名		
上記の企業等を 推薦する理由に ついて		
上記の企業等 を推薦する者 のことについて	ふりがな 推薦者名	
	連絡先	
その他参考とな る事項		

(注)

- 1 「上記の企業等を推薦する理由について」欄は、番号を付記し箇条書きで列挙するとともに、参考となる資料（企業パンフレット、新聞、雑誌等の切り抜きのコピーで可）があれば、添付すること。
- 2 推薦者の方には、後日必要に応じて、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室から、推薦する企業等のご担当者の連絡先等についてお伺いさせていただく場合がありますので、御了知願います。